



福岡県医発第1151号(地)

平成18年 9月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



岐阜県建設国民健康保険組合等の規約の一部改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	3 割	3 割
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける被保険者	2 割	3 割

2. 施行年月日 平成18年10月1日



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18国援第101号-6

平成18年8月17日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

岐阜県建設国民健康保険組合等の規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、岐阜県健康福祉部国民健康保険課長他から通知がありましたので、お知らせします。



国保第238号
平成18年8月10日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岐阜県健康福祉部国民健康保険課長

岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

国民健康保険課国民健康保険担当			
課長補佐	坂口	担当	島末
t e l	058-272-1111 (内線 2643)		
f a x	058-277-5450		
e-mail	shimasue-naoki@pref.gifu.lg.jp		





岐阜県建設国民健康保険組合同規約の一部改正について

岐阜県建設国民健康保険組合同規約（昭和45年9月制定）の一部を次のように改正する。

第10条 第5項「10分の2」を「10分の3」に改める。

第13条中 「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。

第13条中 「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「若しくは特例施設介護サービス費」を「、特例施設介護サービス費」に、「第7条第20項」を「第8条第23項」に改め、「施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）」の下に「、介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（療養に相当するものに限る。）」を加え、以下順次繰り下げる。

附 則

この規約は、平成18年10月1日より施行する。

岐阜県建設国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改 正 後	現 行
第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第10条 五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u> (傷病手当金) 第13条 組合は、被保険者である組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当金の支給又は、船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、<u>入院時生活療養費に係る療養</u>、<u>保険外併用療養費に係る療養</u>、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、<u>入院時生活療養費に係る療養</u>、<u>保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養</u>又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス	第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第10条 五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u> (傷病手当金) 第13条 組合は、被保険者である組合員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当金の支給又は、船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、<u>特定療養費に係る療養</u>、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、<u>特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス</u>(同法第41条第1項に規

ス費に係る指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第8条第23項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第8条ノ2第1項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため入院した場合以下のとおりとする。

定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため入院した場合以下のとおりとする。



保 福 第 3 4 0 号
平成18年 8 月 9 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

奈良県福祉部保険福祉課長
(公 印 省 略)

奈良県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので、
通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関への周知につきましてご配慮をお願いします。

担 当

奈良県福祉部保険福祉課

国保係 小 西

TEL 0742-27-8546 FAX 0742-27-0445

e-mail konishi-kunio@office.pref.nara.lg.jp



奈良県医師国民健康保険組合 規約変更新旧対照表（一部負担金割合関係）

1. 改正内容

現 行	改 正 後
第16条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該医療機関等に支払わなければならない。 (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>	第16条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該医療機関等に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>

2. 施行年月日 平成18年10月1日